| | | | |
|---|---|---|---|
| 301 | 桑折町 | 12,853 | 4,055 |
| 303 | 国見町 | 10,086 | 3,204 |
| 308 | 川俣町 | 15,569 | 5,179 |
| 320 | 安達郡 | 8,574 | 2,253 |
| 322 | 大玉村 | 8,574 | 2,253 |
| 340 | 岩瀬郡 | 19,106 | 5,745 |
| 342 | 鏡石町 | 12,815 | 4,076 |
| 344 | 天栄村 | 6,291 | 1,669 |
| 360 | 南会津郡 | 29,893 | 10,682 |
| 362 | 下郷町 | 6,461 | 2,103 |
| 364 | 檜枝岐村 | 636 | 221 |
| 367 | 只見町 | 4,932 | 1,851 |
| 368 | 南会津町 | 17,864 | 6,507 |
| 400 | 耶麻郡 | 30,117 | 9,790 |
| 402 | 北塩原村 | 3,185 | 1,052 |
| 405 | 西会津町 | 7,366 | 2,653 |
| 407 | 磐梯町 | 3,761 | 1,131 |
| 408 | 猪苗代町 | 15,805 | 4,954 |
| 420 | 河沼郡 | 24,733 | 7,545 |
| 421 | 会津坂下町 | 17,360 | 5,371 |
| 422 | 湯川村 | 3,364 | 915 |
| 423 | 柳津町 | 4,009 | 1,259 |
| 440 | 大沼郡 | 28,625 | 9,241 |
| 444 | 三島町 | 1,926 | 747 |
| 445 | 金山町 | 2,462 | 1,042 |
| 446 | 昭和村 | 1,500 | 646 |
| 447 | 会津美里町 | 22,737 | 6,806 |
| 460 | 西白河郡 | 50,130 | 16,047 |
| 461 | 西郷村 | 19,767 | 6,711 |
| 464 | 泉崎村 | 6,802 | 2,006 |
| 465 | 中島村 | 5,154 | 1,387 |
| 466 | 矢吹町 | 18,407 | 5,943 |
| 480 | 東白川郡 | 35,283 | 10,832 |
| 481 | 棚倉町 | 15,062 | 4,708 |
| 482 | 矢祭町 | 6,348 | 1,932 |
| 483 | 塙町 | 9,884 | 3,086 |
| 484 | 鮫川村 | 3,989 | 1,106 |
| 500 | 石川郡 | 44,845 | 13,058 |
| 501 | 石川町 | 17,775 | 5,370 |
| 502 | 玉川村 | 7,231 | 1,923 |
| 503 | 平田村 | 6,921 | 2,008 |
| 504 | 浅川町 | 6,888 | 2,029 |
| 505 | 古殿町 | 6,030 | 1,728 |
| 520 | 田村郡 | 29,393 | 8,997 |
| 521 | 三春町 | 18,191 | 5,502 |
| 522 | 小野町 | 11,202 | 3,495 |
| 540 | 双葉郡 | 72,822 | 25,471 |
| 541 | 広野町 | 5,418 | 1,810 |
| 542 | 楢葉町 | 7,700 | 2,576 |
| 543 | 富岡町 | 16,001 | 6,141 |
| 544 | 川内村 | 2,820 | 950 |
| 545 | 大熊町 | 11,515 | 3,955 |
| 546 | 双葉町 | 6,932 | 2,393 |
| 547 | 浪江町 | 20,905 | 7,176 |
| 548 | 葛尾村 | 1,531 | 470 |
| 560 | 相馬郡 | 14,433 | 4,195 |
| 561 | 新地町 | 8,224 | 2,461 |
| 564 | 飯舘村 | 6,209 | 1,734 |

備考

1　人口の範囲は、次に掲げる者である。

⑴　調査時（平成22年10月１日午前零時。以下同じ。）において本邦（国勢調査令（昭和55年政令第98号）第４条第１項第１号に基づき国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）第１条で定める島を除く。以下同じ。）にある者で、本邦にある期間が引き続き３月以上にわたることとなるもの

⑵　本邦に生活の本拠を有する者（⑴に掲げる者及び調査時において本邦外にある者（船舶に乗り組んでいる者を除く。）で本邦外にある期間が引き続き３月以上にわたることとなるものを除く。）

⑶　本邦の港を発し、途中本邦の港以外の港に寄港しないで本邦の港に入った船舶（調査時において本邦の港にある船舶又は調査時後５日以内に本邦の港に入った船舶に限る。）に乗り組んでいる者（⑴及び⑵に掲げる者並びに本邦外に生活の本拠を有する者を除く。）

2　次に掲げる者は人口の範囲には含まれない。

⑴　日本国政府が接受する外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員並びに条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者であって、日本国民でないもの（以下「外交官等」という。）、外交官等と同一の世帯に属する家族の構成員並びに外交官等の個人的使用人で日本国民でないもの

⑵　日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者で日本国民でないもの及びその者と同一の世帯に属する家族の構成員（⑴に掲げる者を除く。）

3　市区町村の人口は、当該市区町村の区域内に住居を有する全ての者である。

4　住居とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通算した期間が３月以上にわたる者についてはその場所をいい、３月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の⑴から⑸までに掲げる者については、それぞれ当該⑴から⑸までに定める場所をその者の住居とみなす。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第１項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの　その宿泊している施設

⑵　病院又は診療所に引き続き３月以上入院し、又は入所している者　その病院又は診療所

⑶　船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有するもの　その生活の本拠

⑷　自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者　その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

⑸　刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者　その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

5　世帯の範囲は、１に掲げる人口の範囲に含まれる者が構成する世帯の全てである。

6　世帯とは、次のものをいう。

⑴　住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者

　ただし、これらの世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者のうち、その世帯の家事又は営業のために使用されるものは、その世帯を構成する者とみなす。

⑵　⑴の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者

⑶　ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿屋その他の営利を目的とする宿泊施設又は従業員のための宿舎に住居のある単身者

⑷　⑴から⑶までに該当しない単身者で、住居を共にするものの集まり

⑸　⑴から⑷までに該当しない単身者

## ○総務省告示第三百五十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二十五号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の固定資産税から適用する。

平成二十三年七月二十八日

総務大臣　片山　善博

第一号中

| | | | |
|---|---|---|---|
| 「( 108) | 292―32513 | ありかわ | 同　」を |
| 「( 108) | 292―32513 | ありかわ | 同 |
| ( 108)の２ | 292―38654 | ありかわ２ | 同　」に、 |
| 「( 206) | 120862 | かりゆし | 同　」を |
| 「( 206) | 120862 | かりゆし | 同 |
| ( 206)の２ | 124741 | 第二ぱいかじ | 同　」に |

改める。

第二号中

| | | | |
|---|---|---|---|
| 「( 88) | 124553 | 第二昭鶴丸 | 」を |
| 「( 88) | 削除 | 削除 | 」に |

改める。